

下田市事業継続支援給付金 Q & A

令和3年3月1日初版

Q1. この給付金の目的は何ですか？

A1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少した市内事業者（法人・個人事業主）を支援するものです。特に、国G o T oキャンペーンが一時停止となった12月以降、緊急事態宣言の発出や大型集客イベントの中止などにより影響を受けた事業者に対し給付金を交付するもので、休業補償や一律の給付金ではないことをご理解ください。

Q2. どのような事業者が対象となりますか？

A2. 以下、全ての要件を満たしている事業者の方が対象となります。

- (1) 令和3年3月1日時点において、市内に店舗、事務所、工場、または作業所等を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。また、今後も事業継続を予定していること。
- (2) 事業収入（売上）があり、法人税・所得税の確定申告または、市民税・県民税申告を行っていること。
- (3) 令和2年12月から令和3年2月までのいずれか一か月（対象月）の事業収入が、前年同月の事業収入と比較して30%以上減少していること。
- (4) 誓約書に記載されている事項に誓約いただける方

Q3. 申請できない業種はありますか？

A3. ありません。農業、漁業、林業、建設業、製造業、卸小売業、宿泊・飲食サービス業、医療等のほぼ全ての業種が対象となりますが、風俗関連特殊営業は除きます。

Q4. 給付金の金額はいくらですか？

A4. 事業収入の額に応じた額となります。上記の要件のいずれにも該当する事業者の方で、対象月（令和2年12月から令和3年1・2月の内のいずれか一か月）の前年同月の事業収入が10万以上で30万未満の事業主については3万円、30万以上の事業主には10万円の交付となります。

なお、市内に複数の事業所を所有していても増額にはなりません。

Q5. 給付金の受け取り方法を教えてください

A5. 給付金の交付は全て口座振込となります。申請書（様式第1号）の下段にある振込先口座にお間違いがないようご記入ください。

Q6. 申請後、給付金はいつ支給されますか？

A6. 申請を受け付けた後、書類の審査を行ったうえで支払事務を行います。お振込までは概ね2~3週間程かかりますのでご了承ください。

なお、書類に不足がありますと、追加で提出をお願いする等、相当の時間が必要となり、振込の時期も遅くなります。申請者の皆様には、書類不足が無いよう、十分に確認したうえでご提出いただきますよう、お願いいたします。

Q7. 事業収入とは何ですか？

A7. 事業収入とは、いわゆる「売上高」（販売やサービスの提供等により得た代金をいいます。所得額ではありません。）となります。

法人にあっては、法人税確定申告書別表1の「売上金額」、個人事業主にあっては所得税確定申告書第1表事業欄の「収入金額等」に記載されている額と考えてください。また、市民税・県民税申告を行っている場合には、市民税・県民税申告書第5号の4様式における「収入金額等」の事業欄に記載された額と考えてください。

(例) 個人事業主の場合は、の部分が事業収入となります。

第一表 ○この用紙は控用です。

Q8. 事業収入（売上）の減少率はどのように求めたらよいですか？

A8. まずは、お手元に確定申告書の控えと、売上台帳等の月別の売上がわかる帳簿をご用意ください。

対象月は令和2年12月から令和3年2月までのいずれか一月となりますので、新型コロナウイルス感染症による影響により最も事業収入が減った任意の一月を選び、その月の前年同月の事業収入と比較してください。

減少率は以下のように計算してください。

(例) 令和3年(2021年)1月を対象月とした場合 【単位：万円】

令和2年度	令和2年		令和3年	
	月	12月	1月	2月
	事業収入	70	65(A)	70
令和元年度	令和元年		令和2年	
	月	12月	1月	2月
	事業収入	120	100(B)	100



対象月 令和3年1月の事業収入 = 650,000円(A)
前年同月 令和2年1月の事業収入 = 1,000,000円(B)
 $1,000,000(B) - 650,000(A) = 350,000円(C)$
 $350,000(C) \div 1,000,000(B) \times 100 = 35\%(減少率)(D)$

*減少率は、小数点以下第1位を四捨五入し整数としてください。

市の給付金は、申請月と前年同月を比較して新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が30%以上減っていることが要件となりますので、ご承知おきください。

Q9. 税申告を行っていないですが給付金の申請はできますか？

A9. 申請できません。事業収入があり、税申告を行っている方が交付対象者となります。

Q10. 国から持続化給付金や、雇用調整助成金の支給を受けていますが、市の給付金を申請できますか？

A10. 市の給付金の要件を満たしていれば交付対象となります。

Q11. 下田市が令和2年5月以降に交付した「感染拡大防止協力金」を受けていますが、この給付金の対象となりますか？

A11. 対象となります。(休業要請分(20万円)及び感染予防分(3万円))

Q12. 下田市以外にも事業所があります。他市町の給付金を受けている場合でも、下田市の給付金の申請ができますか？

A12. 市の給付金の要件を満たしていれば交付対象となります。

Q13. 下田市内に複数の事業所があります。事業所の数だけ給付金を受け取ることができますか？

A13. 交付対象の事業者1者につき1回限りとなります。複数の事業所を所有していても増額はありません。ただし、個人事業主として事業収入を得て所得税の確定申告を行っており、かつ別経営で法人として法人税の確定申告を行っている場合には、個人事業主・法人として各申請することができます。

Q14. 法人として事業を営んでいます。本社は市外ですが、支店が下田市内にあり、事業を行っています。給付金の交付対象となりますか？

A14. 市内に店舗・事務所・工場・作業所等を有していれば対象となります。申請にあたっては、法人税確定申告書別表1と、市内に事業所がある証明（定款、営業許可証、法人市民税確定申告書控えなど）、給付金の交付要件は、市内の事業所の事業収入となりますので、その売上減少がわかる書類（売上台帳や月次損益計算書など）を添付してください。

Q15. 個人事業主です。住所は下田市外にありますが、下田市内に店舗を構えて事業を行っています。市の給付金の対象となりますか？

A15. 市内に店舗・事務所・工場・作業所等を有していれば対象となります。申請にあたっては、市内に事業所がある証明（営業許可証など）と、市内事業所の売上減少がわかる書類（売上台帳など）を添付してください。

Q16. 観光客対象に事業を行っています。緊急事態宣言が発出されて以降、首都圏からの観光客が激減したため、今年の1月は休業しました。市の給付金の交付対象となりますか？

A16. 市内で1年以上事業を営んでおり、今後も継続していくことを誓約いただければ、交付の対象となります。昨年に比べて今年の事業収入が減少した（30%以上）ことを証する書類を申請書に添付してください。

Q17. 個人事業主でしたが、今年1月に廃業しました。1月までは事業を行っていましたが、市の給付金の対象となりますか？

A17. 誠に申し訳ありませんが、市内事業の継続をご支援する目的であるため、廃業・倒産された方は交付の対象外となります。

Q18. 申請期限はいつですか？

A18. 令和3年5月31日（月）となります。郵送の場合には同日の消印を有効とします。

Q19. 事業継続支援給付金は課税対象となる収入ですか？

A19. 課税対象となりますのでご注意ください。

Q20. 申請書はどこで入手できますか？

A20. 下田ホームページからダウンロードしプリントアウトするか、市役所産業振興課、下田商工会議所、下田市観光協会にて配布しています。

Q21. 申請手続きは、どのような方法がありますか？

A21. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送の提出を可としています。また、専用ポストを下田市役所・下田商工会議所・下田市観光協会に設置しますのでご利用ください。窓口での提出は下田市役所産業振興課の窓口のみとなります。

Q22. 給付金の決定はどのような形でされますか？

A22. 交付を決定した申請者には、交付決定通知書を郵送し、振込をいたします。審査の結果、交付決定とならなかった方には不交付決定通知書を郵送します。